

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ブレインズテクノロジー株式会社			コード	4075
提出日	2026/10/26	異動（予定）日	2026/10/28		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	石井 仁	社外取締役	○							△						新任	有
2	鈴木 誠二郎	社外監査役	○							△							有
3	前田 昌太郎	社外監査役	○										△				有
4	小泉 由美子	社外監査役	○										△				有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役候補の石井仁氏は、2018年5月まで、当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行の業務執行者でした。同氏は同行の業務執行者を退いて8年以上が経過しており、同氏と同行との関係性は特別な利害関係を有するものではありません。 また、同氏は、2021年8月までSMBC日興証券株式会社の副社長執行役員を務めておりましたが、同社を定年退職して5年以上が経過しており、同氏と同社との関係性は特別な利害関係を有するものではありません。	石井仁氏は企業財務の高い専門性に加えて、企業経営に関する豊富な知識と高い見識を有していることから、当社の経営管理体制に対する助言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるため、社外取締役候補者となりました。 また、同氏は上記gに過去該当しますが、左記のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断し、独立役員として指定しております。
2	社外監査役の鈴木誠二郎氏は、2001年まで、当社の主要な取引先である株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）の業務執行者でした。 同氏は1999年に同行を退職して10年以上が経過しており、同氏と同行との関係性は特別な利害関係を有するものではありません。	鈴木誠二郎氏は、監査役としての高い専門性に加えて、企業経営者としての知識および経験を有することから、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏は上記gに過去該当しますが、左記のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断し、独立役員として指定しております。
3	社外監査役の前田昌太郎氏は、前田昌太郎公認会計士事務所の代表であり、当社2019年まで同事務所から顧問契約等に基づき会計面での助言を受けておりました。同事務所が当社から收受していた対価の額は多額なものではなく、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。	前田昌太郎氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏は上記jに過去該当しますが、左記のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断し、独立役員として指定しております。
4	社外監査役の小泉由美子氏（弁護士職務上の氏名本間由美子）は、弁護士法人GVA法律事務所に所属しており、当社は2019年まで同事務所から顧問契約等に基づき法律面での助言を受けておりました。同事務所が当社から收受していた対価の額は多額なものではなく、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。	小泉由美子氏（弁護士職務上の氏名本間由美子）は、弁護士としての高い専門性および企業法務に精通した知識を有することから、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏は上記jに過去該当しますが、左記のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断し、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～1のいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。